

事 務 連 絡
平成27年2月10日

各都道府県 企業立地担当部長 殿

経済産業省経済産業政策局
地域経済産業グループ 立地環境整備課長

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の同意に係る手続の取り扱い及び留意事項について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）第5条第1項に基づき都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）が作成する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の同意に係る手続の取り扱いについては、平成25年6月14日の事務連絡において周知したところですが、今般の「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、同意協議に係る時間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議にあたっての留意事項をとりまとめ、情報提供することと致しましたのでご連絡いたします。

なお、貴団体管轄区域内の市区町村に対しては、貴職からこの旨周知を図られるよう併せてお願いいたします。

記

1. 事前審査・事前協議

(1) これまでの状況

これまで事前審査・事前協議については、都道府県等の判断により任意で受けられるものであるとしていたが、法定協議において書類の不備等により希望する期日に同意がなされず、立地企業が低利融資などの各種支援策を受けられなくなるなどの不利益が生じないように、その実施を推奨していたため、実態上は、事前審査・事前協議が行われていたところである。

このため、計画変更の場合など、変更内容としては、特段問題ないと思われる案件であっても事前審査・事前協議が行われ、余分に時間がかかっ

ていると思われる事案も見受けられたところ。

(2) 今後の対応

今般、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会における議論を踏まえ、事前審査・事前協議については、同意協議の迅速化を図る観点から、原則行わないこととする。

ただし、新規計画等の場合であって、これまでと同様に、事前審査・事前協議を行いたいとの都道府県等からの要請がある場合の手続きは平成25年6月14日の事務連絡によるものとする。

なお、事前の相談等は、これまでも各地域の経済産業局等を窓口として行ってきたところであるが、今後とも対応していくこととしているので、基本計画の作成等に関してご懸念等があればご連絡頂きたい。

2. 法定協議

(1) 手続等

- ・ 希望する同意期日の30日前に、各地域の経済産業局等を經由の上、所要の書類を経済産業省へ提出して法定協議を開始するものとする。なお、事前協議を行わない場合は、早めに経済産業局に案件の登録を行うこと。
- ・ 法定協議に係る提出書類は別紙のとおりとする。
- ・ 法定協議が整えば同意に係る施行手続を経て手続きは終了する。
- ・ 同意文書については、施行後速やかに経済産業局等を經由して申請者に送付する。
- ・ 法定協議の期間中に協議手続が完了しない場合は、希望する期日に同意されないこととなるので留意が必要である。
- ・ また、各省協議等の結果によっては、基本計画の文言等の修正が必要となる場合もあり得ることとなるので留意が必要である。
- ・ なお、案件が非常に集中した場合に法定協議の調整に時間を要し、希望する期日に同意がされないおそれがあるため、都道府県等は、法定協議が円滑に行われるよう、あらかじめ、各地域の経済産業局等とスケジュール等について相談されたい。特に年度当初の同意案件については、案件が集中する傾向があるため留意されたい。

(2) 留意事項

- ・ 法定協議が円滑に行われるよう、法定協議に当たっての留意事項を別添のとおりとりまとめたので、法定協議に当たっての参考にされたい。

(別紙)

企業立地促進法に基づく基本計画の同意手続に係る提出書類等について

○法定協議時の提出書類

(1) 新規計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑	主務大臣数につき 正本、副本各1部 及び電子媒体
2. 基本計画本文	
3. 除外する区域も明示した集積区域図	
4. 重点促進区域地番表（設定する場合、別添とする場合）	
5. 重点促進区域図（設定する場合）	
6. 指定集積業種の製品等の内容例一覧表	電子媒体
7. 目標設定の考え方の説明資料	
8. 現行基本計画の評価と見直しの説明資料（現行基本計画を更新して新規計画を作成する場合）	
9. 基本計画の概要図	

1～5は法令に基づく提出書類。6～8は説明参考資料。9はPR用資料。

(2) 変更計画

提出書類	提出方法・部数等
1. 協議書鑑	主務大臣数につき 正本、副本各1部 及び電子媒体
2. 変更内容の新旧対照表	
3. 除外する区域も明示した集積区域図（変更がある場合のみ）	電子媒体
4. 重点促進区域図（変更に係る分のみ）	
5. 変更溶け込み基本計画本文（変更がなければ各種図面は省略可）	
6. 基本計画の概要図	

1、2は法令に基づく提出書類。3～5は説明参考資料。6はPR用資料。

(別添)

企業立地促進法に基づく基本計画の同意手続きに係る
法定協議に当たっての留意事項について

企業立地促進法に基づく基本計画の同意に係る法定協議が円滑に行われるよう、法定協議に当たっての留意事項を以下のとおりとりまとめたところです。

とりまとめに際しては、これまでに各地方自治体から提出のあった基本計画において、誤りが多く見られた事項及び関係省庁から修正意見が多かった主な事項等について、基本計画の項目に沿って一覧にしました。

なお、企業立地促進法に係る基本計画案を作成する際は、基本方針、実施要領等の規定を順守する必要がありますので、その上で、本留意事項をご活用いただければ幸いです。

<基本計画>

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

- 高等専門学校、大学、空港及び港湾等について記載する場合、正式な名称で記載して下さい。(例:「羽田空港」→「東京国際空港(羽田空港)」など)

(2) 具体的な成果目標

- 集積区域における集積業種全体の付加価値額が、現状と比べおおむね5%以上増加するような目標を設定することが適当であるとしておりますので、おおむね5%以上増加する目標となっているかどうか御確認願います。なお、5%未満の場合は同意を得られない場合もありますので、やむを得ず5%未満に設定せざるを得ない場合はあらかじめ各地域の経済産業局等に御相談願います。
- 「目標設定の考え方の説明資料」を電子媒体で提出して下さい。
- 同説明資料については、積算根拠を具体的に記載して下さい。単に〇%の伸びが期待できるという説明だけでなく、なぜ、〇%という数字となるのかがわかるように記載して下さい。
- 付加価値額の推計を行う場合、「工業統計表」などの直近の年の公的統計等を活用した合理的な推計数値を活用した合理的な推計値として下さい。
- 単位は「億円」で記載して下さい。

(3) 目標達成に向けたスケジュール

- 「7. 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容」の各項目におけるスケジュールを各項目毎に記載して下さい。
- 単位は和暦「平成〇年（度）」で記載して下さい。

2 集積区域として設定する区域

- 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、その可住地面積がおおむね20万ヘクタール以下である地域を一つの集積区域として設定して下さい。
 - 産業集積間の連携の場合であっても、都道府県の行政区域の外縁を越えて集積区域を設定する場合は、地理的に連続性を有する都道府県内の集積区域との連携となっているものとして下さい。
 - 次の環境保全上重要な地域については、集積区域の設定を行わないよう配慮して下さい。
 - ・自然公園法に規定する自然公園地域
 - ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域
 - ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
 - ・その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、日本の重要湿地500、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）
- ※環境保全上重要な地域については、事前に関係都道府県及び市町村の環境部局に相談・確認を行うことにより、その情報を得ることが望ましいと考えます。
- ※日本の重要湿地500については、平成26年度に見直し作業中であり、その成果は平成27年度に公表する予定とのことです。
- 添付する地図は、集積区域について具体的、かつ、分かりやすいよう範囲を特定して下さい。
 - ※環境保全上重要な地域として集積区域から除外する地域についても、その区域が含まれていないことが明らかになるように、当該集積区域

及び企業立地重点促進区域とともに同一の地図上に図示して下さい。

- また、同地図は、基本計画の本文と整合するよう作成して下さい。
- （自然環境保全上重要な地域に集積区域を設定する場合）場所と理由を記載して下さい。
- 集積区域の可住地面積は「h a」で記載して下さい。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

- 集積区域よりも更に集中的に政策資源を投入することが適当な区域を設定して下さい。
- 企業立地重点促進区域は、市、区、郡、町、村、字及び土地の地番により記載して下さい。
- 企業立地重点促進区域の位置を地図（2.5万分の1の地形図等詳細な位置が確認できるもの）上で地番まで具体的に特定できるよう明示するとともに、中心部の座標（十進法）を明示して下さい。なお、目印となる施設がある場合はその施設についても同地図上に明示して下さい。

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

- 期待される効果について、「新規企業立地件数」や「新規雇用創出数」などの指標を用いて具体的に記載して下さい。
- 工場立地法の特例措置を実施しようとする区域の設定にあたり、緑地の整備や環境の保全等に十分配慮されていることを記載して下さい。
- 企業立地重点促進区域のうち、工場立地法の特例措置を実施しようとする区域を具体的に地図上で特定して下さい。

5 産業集積として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

- 限られた資源を集中投入するという「選択と集中」の考え方にに基づき、集積を目指す業種は多くとも数業種程度まで絞り込むことが重要と考えます。
- 業種名又は産業名は、基本計画の目標を明確化するため分かりやすい記載（名称）として下さい。
- 日本標準産業分類上の業種名は、日本標準産業分類に掲げる中分類又は小分類により、分類符号と業種名を記載して下さい。
- 平成25年10月改定（第13回改定）の日本標準産業分類で記載して下さい。
- 「指定集積業種の製品等の内容例一覧表」を電子媒体で提出して下さい。

- 業種を指定した理由は、業種名又は産業名毎に、当該業種を指定集積業種とした理由を具体的に記載して下さい。
- (複数の集積業種を指定する場合) 個別に「(業種名又は産業名)」と「(日本標準産業分類上の業種名)」を対応させて記載して下さい。

<記載例>

(業種名又は産業名) 自動車関連産業	
	(日本標準産業分類上の業種名)
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業
	31 輸送用機械器具製造業 (鉄道・船舶を除く)

<記載例>

(業種名又は産業名) 半導体関連産業	
	(日本標準産業分類上の業種名)
	25 生産用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29 電気機械器具製造業
	30 情報通信機械器具製造業

- 以下に掲げる業種を集積業種として想定している場合は明示的に記載し、想定していない場合は明示的に除いて下さい。
 - ・「10 飲料・たばこ・飼料製造業」
 - 102 酒類製造業 105 たばこ製造業 (財務省)
 - 101 清涼飲料製造業 103 茶・コーヒー製造業 106 飼料・有機質肥料製造業 (農水省)
 - ・「16 化学工業」
 - 1624 塩製造業 (財務省) 165 医薬品製造業 (動物用除く) (厚労省)
 - ・「27 業務用機械器具製造業」
 - 274 医療用器械器具・医療用品製造業 (厚労省) 2743 医療用品製造業 (動物用医療機械器具) (農水省)
 - ・「29 電気機械器具製造業」
 - 2961 X線装置製造業 2962 医療用電子応用装置製造業 2973 医療用計測器製造業 (厚労省)
 - ・「31 輸送用機械器具製造業」
 - 312 鉄道車両・同部分品製造業 313 船舶製造・修理業、船用機関製造

業（国交省）

・「37 通信業」

3719 その他の固定電気通信業（インターネット・データセンターに限る）（総務省）

<記載例：上記業種を含む場合>

10 飲料・たばこ・飼料製造業（101 清涼飲料製造業を含む。）

<記載例：上記業種を含まない場合>

10 飲料・たばこ・飼料製造業（101 清涼飲料製造業を除く。）

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

- 「1（2）具体的な成果目標」で記載した目標数値との整合をとって下さい。
- 「目標設定の考え方の説明資料」を電子媒体で提出して下さい。
- 同説明資料については、積算根拠を具体的に記載して下さい。
- 「工業統計表」などの直近の年の公的統計等を活用した合理的な推計数値を活用した合理的な推計値として下さい。また、当該統計資料等も添付して下さい。
- 単位は「億円」で記載して下さい。

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

- 「1（3）目標達成に向けたスケジュール」の取組事項の内容を各項目毎に具体的に記載して下さい。
- 事業を実施する者及び当該事業の内容について具体的に記載して下さい。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

- 環境保全地域周辺で具体的な企業立地等の協議、相談があった場合には、環境保全部局と調整する旨記載して下さい。
- （環境保全について）緑地の確保、大気汚染防止対策、排水処理、土壌汚染防止対策、騒音・振動対策及び悪臭対策並びに地球温暖化対策など、事

業活動に伴い課題が生じ得る事項に対する環境保全の取組、さらに住民の理解を得るための取組について記載して下さい。

※閉鎖性海域における水質総量削減計画に関する取組や、次のような場合の環境保全への取組方針についても記載して下さい。

- ・里地里山、湿地、池沼、渡り鳥の飛来地、都市に残存する樹林地等、自然環境の保全上、比較的重要と考えられる区域等に集積区域を設定する場合、整備の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境等、自然環境の保全に努め、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、影響を回避・低減する旨の取組方針。

- 企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穩を害することのないよう配慮されていることを記載して下さい。
- (安全な住民生活の保全について) 防犯設備や防犯体制、犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備など、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩等を確保するために効果を有する取組を住民の理解を得ながら行うことについて記載して下さい。
- なお、これらについては、都道府県警察との協議を終了させておいて下さい。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

- 農用地等として利用されている土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整の状況及び事業施設の用地等の具体的事項(事業施設の用地の位置、重点促進区域の面積、農用地等の面積及び工事の実施予定時期等)を記載して下さい。
- 農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整については、市町村、都道府県又は地方農政局等の農業振興地域制度担当部局又は農地転用許可制度担当部局などの関係部局との事前の調整が終了したものを記載して下さい。
- 計画期間内に事業施設の整備に着手するものを記載して下さい。

10 計画期間

- 計画期間は原則5年(終期は、原則として、最終年目の日を含む会計年度の末日まで)となっておりますので、基本的には5年で設定して下さい。

- 5年よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該計画期間の合理性について説明することが必要です。
- 計画期間は、「本計画の計画期間は計画同意の日から平成〇年度末日までとする。」と正確に記載して下さい。

1.1 法定協議時の提出書類（新規計画の場合）

(1) 協議書鑑

- 協議先の主務大臣を洩れなく記載して下さい。
- 主務大臣の表記は官制順に記載して下さい。
- 市町村長名と都道府県知事名は、都道府県知事名を最後に記載して下さい。
- 誤字、脱字、フォントの混在（標題を強調など意味のあるものは可）、句読点の種類（「、」「,」）の混在、数字の全角・半角の混在、インデントのずれ等がないようにして下さい。

(2) 基本計画本文

- 上記1.～10.の留意事項を踏まえて作成して下さい。
- なお、変更計画の場合は基本計画本文に代えて、新旧対照表を提出することとなります。

(3) 除外する区域も明示した集積区域図

- 上記2.の留意事項を踏まえて作成して下さい。
- 集積区域図は別紙とするなどわかりやすいよう作成して下さい。

(4) 重点促進区域地番表（設定する場合で、別添とする場合）

- 上記3.の留意事項を踏まえて作成して下さい。
- 重点促進区域は、具体的な地番も記載することから、かなりの分量になることが多いことから、別紙とするなどわかりやすいよう作成して下さい。

(5) 重点促進区域図（設定する場合）

- 上記3.の留意事項を踏まえて作成して下さい。

(6) 指定集積業種の製品等の内容一覧表

- 「指定集積業種の製品等の内容例一覧表」を電子媒体で提出して下さい。

(7) 目標設定の考え方の説明資料

- 上記1.及び6.に関して、「目標設定の考え方の説明資料」を電子媒体で

提出して下さい。

- 同説明資料については、積算根拠を具体的に記載して下さい。

(8) 現行基本計画の評価と見直しの説明資料（現行基本計画を更新して新規計画を作成する場合）

- 基本計画の計画期間終了後に、同様の取組を継続して実施する必要があると見込まれる場合には、新たな基本計画として作成する必要があり、当該基本計画の策定にあたっては、それまでに作成していた基本計画の実施状況や取組の評価を行い、当該評価を踏まえた上で、必要に応じて所要の見直しを行うこととなっております。
- このため、現行基本計画を更新して新規計画を作成する場合、「現行基本計画の評価と見直しの説明資料」を電子媒体で提出して下さい。
- なお、同説明資料においては、少なくとも以下の項目は記載して下さい。
- また、基本計画の評価は対外的にも注目される案件であり、公表せざるを得ない場合が生じることが予想されることから、説明資料の作成に当たっては、公表することを前提として作成し、間違いのないよう、また、わかりやすいよう作成して下さい。

<現行基本計画の評価と見直しの説明資料の記載項目>

① 計画期間及び目標達成概況

計画期間（平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日）及び目標達成の概要を記載。

② 目標達成状況

基本計画に定められるべき目標である「付加価値額」、「企業立地件数」、「製造品出荷額等増加額」及び「新規雇用創出数」等について、それぞれ、目標値、実績値及び達成率を記載。必要に応じて年度毎の推移表等を記載。

(例)

	目標値	実績値	達成率
付加価値額	〇〇〇億円	〇〇〇億円	〇〇. 〇%
企業立地件数	〇〇件	〇〇件	〇〇. 〇%
製造品出荷額等増加額	〇〇〇億円	〇〇〇億円	〇〇. 〇%
新規雇用創出数	〇〇〇人	〇〇〇人	〇〇. 〇%

- ③ 目標を達成できた（できなかった）要因分析、評価
目標値である「付加価値率」、「企業立地件数」、「製造品出荷額等増加額」及び「新規雇用創出数」等について達成できた（できなかった）要因分析、評価を記載。
- ④ 企業立地計画及び事業高度化計画の承認状況
都道府県が承認した企業立地計画及び事業高度化計画の承認件数及び計画投資額を記載。
- ⑤ 事業の実施状況
目標達成に向けた具体的な取組状況、成果及び評価・分析を記載。
- ⑥ 新たな基本計画に対する考え方
現行基本計画の評価等を踏まえた新たな基本計画に対する考え方や方向性を記載。
- ⑦ 新たな基本計画における事業内容
現行基本計画において実施した事業の評価等を踏まえた新たな基本計画における事業内容を記載。

(9) 基本計画の概要図

- 基本計画の概要図を電子媒体で提出願います。
- 同概要図は、PR用資料等として活用することになるため、公表することを前提として作成し、間違いのないよう、また、わかりやすいよう作成して下さい。